(趣旨)

第1条 この要綱は、若者の婚姻に伴う新生活を経済的に支援することにより、婚姻及び定住の促進を図るため、新婚世帯に対し予算の範囲内において結婚新生活応援補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、 大子町補助金等交付規則(平成22年大子町規則第16号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 新婚世帯 婚姻届を提出し、受理された夫婦であって、婚姻届日が補助金申請日の属する年度内にあるもの又は補助金申請日から起算して6か月以内であるものをいう。
 - (2) 住居費 次に掲げる経費をいう。
 - ア 婚姻を機に新たに町内の住宅(中古住宅を含む。)を取得する際に要する費用(新築及び増改築を含み、婚姻日より前に取得した住宅又は増改築にあっては、婚姻日から起算して前1年以内に婚姻を機として取得した住宅又は実施した増改築とする。ただし、住宅の取得に要した費用のうち、土地購入代及び住宅ローン手数料又は増改築に要した費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用以外の倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用及びエアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用は除く。)
 - イ 婚姻を機に新たに町内の賃貸住宅(空き家を含む。以下同じ。)を賃借する際に要する家賃(駐車場代,物 件の清掃代,更新手数料,光熱水費,設備購入代,火災保険料等を除く。)。ただし,夫婦が勤務先から住 宅手当の支給を受けている場合は、当該住宅手当分を除く。
 - ウ 婚姻を機に新たに町内の賃貸住宅を賃借する際に要する敷金,礼金(保証金等これに類する費用を含む。),共益費及び仲介手数料
 - (3) 引越費用 引越業者又は運送業者への支払いその他引越しに要する費用をいう。 (令4告示26・一部改正)

(補助対象世帯)

- 第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 婚姻届日において、年齢が夫婦いずれも満50歳以下であること。
 - (2) 補助金の申請時において夫婦の双方又は一方が町内に住所を有していること。
 - (3) 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
 - (4) 市町村民税等を滞納していないこと。
 - (5) <u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号</u>に規定する暴力団員その他の反社会的団体に属する者でないこと。
 - (6) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。
- 2 <u>前項</u>の規定にかかわらず、次に掲げる者が属する世帯は、<u>前条第2号ア</u>及び $\underline{\Lambda}$ に関して、補助対象世帯としない。
 - (1) <u>大子町営住宅及び特定町営住宅条例(平成9年大子町条例第21号)</u>による町営住宅,特定町営住宅及び単独住宅への入居者
 - (2) 大子町子育て支援住宅条例(平成20年大子町条例第40号)による子育て住宅への入居者
 - (3) 大子町木造住宅建設助成金交付要綱(平成24年大子町告示第21号)による助成金の交付を受けた者
 - (4) 大子町子育て世帯住宅建設助成金交付要綱(平成24年大子町告示第21-2号)による助成金の交付を受けた者
 - (5) <u>大子町住宅リフォーム助成金交付要綱(平成27年大子町告示第5号)</u>による助成金の交付を受けた者のうち、過去2年以内に同一箇所の増改築に係る当該助成金の交付を受けたもの
 - (6) 大子町空き家バンクリフォーム助成金交付要綱(平成31年大子町告示第26号)による助成金の交付を受けた者のうち、過去2年以内に同一箇所の増改築に係る当該助成金の交付を受けたもの (令4告示26・一部改正)

(補助金の補助対象経費,補助対象期間及び補助金の額)

第4条 補助金の補助対象経費,補助対象期間及び補助金の額は、次表のとおりとする。

補助対象経費	補助対象期間	補助金の額	
(1) 住居費(<u>第2条第2号ア</u> に規定する 経費)	初年度に1回限りとする。	1世帯当たり 720,000円上限	
(2) 住居費(<u>第2条第2号イ</u> に規定する 経費)	初年度の補助金申請日の属する月から 起算して36か月を限度とする。ただ し、前条に規定する補助対象世帯に該 当しなくなった場合は、該当しなくな った日の属する月までとする。	1世帯当たり 月額20,000円上限	

	内での転居かつ補助上限額の範囲内の 申請に限り、2回目以降の転居を補助	1世帯当たり 合計額180,000円上限
(4) 引越費用	の対象とすることができるものとす る。	

2 <u>前項</u>に定める1世帯当たりの補助金の額は、住居費及び引越費用の合計額とし、720,000円を限度とする。 (令4告示26・一部改正)

(補助金の交付申請等)

- 第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、結婚新生活応援補助金交付申請書(<u>様式第</u>1号)に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。この場合において、<u>第4号</u>の書類について
 - は、当該書類に係る事実がある場合にのみ提出するものとする。
 - (1) 住宅の売買契約書若しくは請負契約書又は賃貸住宅の賃貸借契約書の写し
 - (2) 住宅手当支給証明書(様式第2号)
 - (3) 夫婦の所得証明書及び市町村税完納証明書
 - (4) 貸与型奨学金の返還額が分かる書類
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- 2 町長は、<u>前項</u>の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、結婚新生活応援補助金交付(不交付)決定通知書(<u>様式第3号</u>)により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更等)

- 第6条 <u>前条第2項</u>の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助決定者」という。)は、申請内容に変更が 生じるときは、速やかに結婚新生活応援補助金変更承認申請書(<u>様式第4号</u>)に、<u>同条第1項各号</u>に掲げる書類のう ち当該変更に係る書類を添えて、町長に提出しなければならない。
- 2 町長は、<u>前項</u>の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、申請内容変更の可否を決定し、結婚新生活応援補助金変更承認(不承認)通知書(<u>様式第5号</u>)により補助決定者に通知するものとする。 (補助金の交付請求等)
- 第7条 補助決定者は、補助金の交付を請求しようとするときは、<u>次表</u>に定めるところにより結婚新生活応援補助金交付請求書(<u>様式第6号</u>)に、住居費又は引越費用に係る領収書の写しを添えて、町長に提出しなければならない。ただし、特段の事情があると認められる場合は、<u>次表</u>に定める期間に関わらず請求できるものとする。

補助対象経費	請求書の提出期間
4月から9月までに支払った経費	9月1日から9月30日まで
10月から翌年3月までに支払った経費	3月1日から3月31日まで

2 町長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(令3告示80-2·令4告示26·一部改正)

(補助金の交付手続の省略)

第8条 <u>規則第18条</u>の規定により、<u>規則第10条</u>に規定する実績報告及び<u>規則第11条</u>に規定する補助金等の額の確定 の手続を省略するものとする。

(翌年度以降の交付申請等)

- 第9条 補助決定者が、補助対象期間内で、翌年度以降引き続き補助金の交付を受けようとするときは、毎年4月末日までに、結婚新生活応援補助金交付申請書に、<u>第5条第1項各号</u>に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。
- 2 <u>前項</u>の補助金の交付手続については、<u>第5条</u>から<u>前条</u>までの規定を準用する。 (委任)
- 第10条 この要綱に定めるもののほか,補助金の交付に関し必要な事項は,町長が別に定める。

附則

この告示は、平成28年10月1日から施行する。

(令2告示9-15・全改)

附 則(平成30年告示第32号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和2年告示第9—15号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年告示第80—2号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年告示第26号)

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の大子町結婚新生活応援補助金交付要綱第2条第2号アの規定は、この告示の施行の日以後の申請その他の行為について適用し、同日前までの申請その他の行為については、なお従前の例による。様式第1号(第5条関係)

(令4告示26・一部改正)

様式第1号(第5条関係)

結婚新生活応援補助金交付申請書

大子町長 様

申請者 住 所 氏 名 ® 電話番号

結婚新生活応援補助金の交付を受けたいので、大子町結婚新生活応援補助金交付要綱第 5条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

Э	5 余の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。								
1	婚姻日		年 月	日					
		住 居 費	契約締結年月日		年	月	日		
		(新築・購入・増改築)	契約金額(A)				円		
			契約締結年月日		年	月	B		
			家 賃 (B)	月額			円		
		住 居 費	住宅手当(C)	月額			円		
2	申請内容	(賃貸)	実質家賃負担額(D)	月額		円×	か月		
~	-1- HH L 1-3-2-		(B) - (C)	=			円		
			家賃以外の費用(E)				円		
		71 地 地 田	引越しを行った日		年	月	日		
		引越費用	費用 (F)				円		
		合 計					円		
		(A+D+E+F)					- 13		
3	補助金を申請する期間		年 月	から					
L	1111 494 7F. G. J.	#H 7 5/7911PU	年 月	まで	月	分			
4	公的制度による家賃補助		私(申請者)及び世帯	5全員は,	他の公	的制度に	よる家		
4	ZHIMBER	よう外具間的	賃補助等を受けていません。						
			当該申請に係る個人都	8号利用事	務を処	理するた	め,大		
_	An I of H del	m - El W	子町長が個人番号を利	川用するこ	とに同	意します			
5	個人番号利用の同意		氏名						
			氏名						
			□住宅の売買契約書又は請負契約書の写し						
			□賃貸住宅の賃貸借す	段約書の写	し				
6	添付書類		□住宅手当支給証明書 (様式第2号)						
			□貸与型奨学金の返還額が分かる書類						
			□その他 ()		

様式第2号(第5条関係)

年 月 日

大子町長 様

給与等の支払者 所 在 地 名 称 代表者氏名 印 電話番号

住宅手当支給証明書

次の者の住宅手当支給状況を次のとおり証明します。

1 対象者

住	所	
氏	名	

- 2 住宅手当支給状況
 - (1) 支給している

 年
 月現在

 住宅手当
 月額
 円

(2) 支給していない

注意事項

- 1 住宅手当とは、住宅に関して事業主が従業員に対し支給し、又は負担する全ての手当等の月額です。
- 2 住宅手当支給状況については、(1)、(2)のいずれかに○印を付けてください。
- 3 住宅手当を支給している場合は、直近の住宅手当月額を記入してください。
- 4 法人の場合は社印を、個人事業主の場合は代表者印を押印してください。

様式第3号(第5条関係)

年 月 日

様

大子町長

結婚新生活応援補助金交付 (不交付) 決定通知書

年 月 日付けで申請のあった結婚新生活応援補助金の交付については、 大子町結婚新生活応援補助金交付要綱第5条の規定により,次のとおり決定したので通知 します。

1 交付する

(1) 補助決定額

円(年度分)

(2) 補助対象期間

年 月から 年 月まで

- (3) 留意事項
 - ・次表に定めるところにより結婚新生活応援補助金交付請求書(様式第6号)に、住 居費又は引越費用に係る領収書の写しを添えて、町長に提出すること。

補助対象経費	請求書の提出期間				
4月から9月までに支払った経費	9月1日から9月30日まで				
10月から翌年3月までに支払った経費	3月1日から3月31日まで				

- ・申請内容に変更が生じるときは、速やかに結婚新生活応援補助金変更交付申請書(様 式第4号)に、当該変更に係る関係書類を添えて、町長に提出すること。
- ・補助対象期間内で、翌年度以降引き続き補助金の交付を受けようとするときは、毎 年4月末日までに、結婚新生活応援補助金交付申請書に、関係書類を添えて、町長に 提出すること。
- 2 交付しない

理由

結婚新生活応援補助金変更承認申請書

大子町長 様

申請者 住 所 氏 名 @ 電話番号

年 月 日付けで交付決定を受けた結婚新生活応援補助金について、申請 内容を変更したいので、大子町結婚新生活応援補助金交付要綱第6条の規定により、次の とおり関係書類を添えて申請します。

こ40万段所員残乏がたく年間します。								
		住 居 費	契約締結年月日		年	月	日	
		(新築・購入・増改築)	契約金額(A)				円	
			契約締結年月日		年	月	日	
			家 賃(B)	月額			円	
		住 居 費	住宅手当(C)	月額			円	
1	変更内容	(賃貸)	実質家賃負担額(D)	月額		円×	か月	
^	& XIII		(B) - (C)	=			円	
			家賃以外の費用(E)				円	
		引越費用	引越しを行った日		年	月	日	
			費用 (F)				円	
		合 計					円	
		(A+D+E+F)					1.1	
2	変更する理	曲						
3	変更年月日		年 月]	Ħ			
			□住宅の売買契約書又は請負契約書の写し					
			□賃貸住宅の賃貸借契約書の写し					
4	4 添付書類		□住宅手当支給証明書 (様式第2号)					
※当該変更に係るもの		□夫婦の所得証明書及び市町村税完納証明書						
		□貸与型奨学金の返還額が分かる書類						
			□その他()	

495 -41- 554	e E.	1 1000 0	Æ 110	Art V
様式第	0 77	(AB D	32 M	146 7

年 月 日

様

大子町長 ⑩

結婚新生活支援補助金変更承認 (不承認) 通知書

年 月 日付けで申請のあった結婚新生活応援補助金の申請内容の変更に ついては、大子町結婚新生活応援補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり決定し たので通知します。

- 1 承認する
- (1) 変更する内容
- (2) 変更年月日 年 月 日
- 2 承認しない
 理由

様式第6号(第7条関係)

結婚新生活応援補助金交付請求書

								年	月	Ħ
	大子町長	様								
					請求者	住	所			
						氏	名			(E)
						電話	番号			
	大子町結婚新生	活応援補助	金交付	要綱第 6	条の規定	Eによ	り, 次の	ひとおり請	求しま	す。
1	交付決定額			円((4	F度分)			
2	既交付額	年	月	日交付				円		
		年	月	日交付				円		
		年	月	日交付				円		
3	交付請求額			円						
4				(・増改約	築)		Р			
		住居費(賃	貸)				Р]		
		(月額			か月)					
		住居費(賃	貸以外)			Р			
		引越費用					P.	}		
5	振込先									
	金融機関	名								
	預 金 種	目 普通・	当座	口 座	番号					
	フリガ	ナ								
	口座名義	人								

※口座名義人については、必ず請求者氏名と一致すること。

6 添付書類 住居費又は引越費用に係る領収書の写し